別表第四（第七十九条の二の三第一項関係）

一　外務省	旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項の発給の申請に係る事実についての審査

別表第五（第七十九条の二の四第一項関係）

［略］

別表第六（第七十九条の二の四第二項関係）

［略］

別表第七（第七十九条の五第一項関係）

［略］

附録目録

［第一号～第二十八号　略］

第二十九号　第七十三条の三の書面の付記の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　除かれた戸籍の全部事項証明書

第三十号　届書等情報内容証明書の付記の書式

第三十一号　戸籍電子証明書等の付記の書式

第三十二号　戸籍電子証明書提供用識別符号等の様式

第一　戸籍電子証明書提供用識別符号

第二　除籍電子証明書提供用識別符号

第三十三号　第七十九条の六第一項括弧書きの情報の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　戸籍の個人事項証明書

第三　戸籍の一部事項証明書

第四　除かれた戸籍の全部事項証明書

第五　除かれた戸籍の個人事項証明書

第六　除かれた戸籍の一部事項証明書

第三十四号　第七十九条の十二第一項の書面の書式

第三十五号　第七十九条の十二第四項の書面の書式

第一　戸籍の一部を証明した書面

第二　除かれた戸籍の一部を証明した書面

第三十六号　第七十九条の十二第五項の書面の付記の書式

第一　戸籍の一部を証明した書面

第二　除かれた戸籍の一部を証明した書面

［別表を加える。］

別表第三（第七十九条の二第一項関係）

［同上］

別表第四（第七十九条の二第二項関係）

［同上］

別表第五（第七十九条の五関係）

［同上］

附録目録

［第一号～第二十八号　同上］

第二十九号　第七十九条の六括弧書きの情報の書式

第一　戸籍の全部事項証明書

第二　戸籍の個人事項証明書

第三　戸籍の一部事項証明書

第四　除かれた戸籍の全部事項証明書

第五　除かれた戸籍の個人事項証明書

第六　除かれた戸籍の一部事項証明書

第三十号　第七十九条の九第一項ただし書の書面に付記する書式

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。